

1. 銀行勘定調整表

企業では、決算期末に自己の預金残高を銀行に問い合わせ、残高証明書を発行してもらいます。そして、この残高証明書と帳簿上の預金残高とに差異があれば、銀行勘定調整表を作成し、必要に応じて、決算整理仕訳を行います。

本試験で銀行勘定調整表の作成問題自体が出題されることは希ですが、ここでの学習内容は、第 1 問の仕訳問題や第 3 問の精算表作成問題の決算整理事項として出題されることがあります。

1-1 企業側で仕訳が必要となる調整

(1) 銀行からの通知が未達の場合

銀行側では既に、預金口座の入出金記録を行っているが、銀行からその通知が未達の状態では、決算日を迎えた場合、企業側でその処理を行う必要があります。

C 社振出しの手形が満期日に決済され、50,000円が当座預金口座に入金されていたが、銀行からの通知が未達であった。

(決算修正仕訳)

(借) 当座預金	50,000	(貸) 受取手形	50,000
----------	--------	----------	--------

銀行からの借入金利息 5,000円が当座預金口座から引き落とされていたが、その通知が未達であった。

(決算修正仕訳)

(借) 支払利息	5,000	(貸) 当座預金	5,000
----------	-------	----------	-------

銀行からの未達や、当社の誤記入は、銀行の当座預金残高に合わせるための決算整理仕訳が必要なの。



(2) 企業の仕訳に誤記入があった場合

帳簿残高と残高証明書の差額を調査する過程で、仕訳金額の誤記入が判明することがあります。この場合には当然、修正仕訳が必要になります。

D 社に対する売掛債権が当座預金口座に入金されたが、6,800円のところ 8,600円と記帳していたことが判明した。

(決算修正仕訳)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(3) 未渡小切手

未渡小切手とは、会社の中で小切手は振り出しているが、相手には未渡しとなっている小切手をいいます。未渡小切手については、当座預金残高の増額修正を行う必要があります。

買掛金を決済するために 3 万円の小切手を振出した場合、次の仕訳を行っているはずです。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

小切手を仕入先に渡すと、仕入先が小切手を銀行に持ち込んで、すぐに当社の当座預金口座から 3 万円が引き落とされるため、小切手を振出した時点で、このように仕訳する慣行になっていました。ところが、下図のように、振出した小切手が相手に渡されずに、当社の金庫に保管している状態で決算日を迎える場合もあります。



仕入先にまだ小切手を渡していないわけですから、この時点で決算日を迎えたのであれば、先程の仕訳を取り消す必要があります。

(決算修正仕訳)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

まだ、小切手を相手に渡していないので、当座預金勘定の金額を減らしてはいけなかったの。



未渡小切手が出題された場合には、会社内部で小切手を振出したときに行った仕訳の逆仕訳を解答するのが原則です。しかし、次のような例外に留意する必要があります。

P社に広告宣伝を行ってもらい、代金 30,000円は小切手を振出した。

(期中仕訳)

(借) 広告宣伝費	30,000	(貸) 当座預金	30,000
-----------	--------	----------	--------

この場合、小切手が未渡しの状態で決算日を迎えたとしても、広告宣伝費は発生しているわけですから、広告宣伝費は取り消さず、次のような仕訳を行います。

(決算修正仕訳)

(借)	30,000	(貸)	30,000
-----	--------	-----	--------

1-2 企業側で仕訳が必要とならない調整

(1) 未取付小切手

未取付小切手とは、取引先に小切手を振り出したが、取引先が銀行に取立依頼を行っていない小切手をいいます。



買掛金を決済するために4万円の小切手を振出した場合、次の仕訳を行っているはずですが、

(借) 買掛金	40,000	(貸) 当座預金	40,000
---------	--------	----------	--------

仕入先は銀行に取立依頼していないため、当社の銀行口座から40,000円は引き落とされていますが、帳簿上は小切手を振り出した時点で当座預金勘定を40,000円を減額しています。従って、未取付小切手があると、その分だけ、帳簿上の残高は、残高証明書よりも少なくなってしまう。ただし、この差異は、翌期に仕入先が銀行に取立依頼することで自動的に解消されます。そこで、会計では、企業の帳簿残高と残高証明書の金額が不一致になりますが、修正仕訳は行わず放置することになっています。

(決算修正仕訳)

仕訳なし

小切手を相手に渡した時点で、帳簿上の当座預金を減らすのが会計的には正解よ。



(2) 時間外預入れ

時間外預入れとは、銀行の営業時間外に夜間金庫などに現金を預け入れることをいいます。



決算日に手元現金25,000円の当座預金への振替仕訳を行い、同額を夜間金庫に預け入れた。

(借) 当座預金	25,000	(貸) 現金	25,000
----------	--------	--------	--------

企業側では銀行への預け入れの仕訳を行っていますが、銀行が入金を確認して預金口座に反映するのは翌日になるため、銀行が発行する残高証明書にはこの預入れは反映されません。つまり、決算日に時間外預入れを行うと、企業側の帳簿残高が残高証明書の金額よりも必ず多くなります。しかしこの差異は、決算日の翌日に銀行が預金残高にこの預入れを反映させることで自動的に解消されます。そこで、会計では、企業の帳簿残高と残高証明書の金額が不一致になりますが、修正仕訳は行わず放置することになっています。

(決算修正仕訳)

仕訳なし

設例1 銀行勘定調整表

当社の決算日における当座預金勘定残高は868,800円であったのに対し、同日の銀行残高証明書残高は957,000円であった。そこで、以下の資料に基づき、銀行勘定調整表を作成しなさい。

1. C社振出しの手形が満期日に決済され、50,000円が当座預金口座に入金されていたが、銀行からの通知が未達であった。
2. 銀行からの借入金利息 5,000円が当座預金口座から引き落とされていたが、その通知が未達であった。
3. 商品の仕入債務 30,000円を小切手を振り出したが、これが仕入先に未渡しであった。
4. D社に対する売掛債権が当座預金口座に入金されたが、6,800円のところ 8,600円と記帳していたことが判明した。
5. 商品の仕入債務 40,000円を小切手を振り出して支払ったが、これが未取立となっていた。
6. 決算日に手元現金 25,000円の当座預金への振替仕訳を行い、同額を夜間金庫に預け入れた。

1. 銀行からの通知が未達の取引については、次の決算修正仕訳を行う。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

2. 銀行からの通知が未達の取引については、次の決算修正仕訳を行う。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

3. 未渡小切手については、当座預金勘定を減少させた仕訳の取消しを行う。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

4. 当社の誤記入については、修正仕訳を行う。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

5. 未取付小切手については、翌期に仕入先が取立依頼することでその差異が自動的に解消されるため、当社の当座預金勘定の修正は不要である。そこで、銀行残高証明書の金額を引落後の残高に修正する。

6. 時間外預入れについても、当社は決算日中に銀行に預け入れているので、当社の当座預金勘定を修正する必要はなく、銀行残高証明書の金額を預入後の残高に修正する。

銀行勘定調整表

	<u>当座預金勘定残高</u>		<u>銀行残高証明書残高</u>
3月31日残高	868,800		957,000
手形決済未達	50,000	時間外預入れ	25,000
未渡小切手	30,000		
計	948,800		982,000
支払利息引落未達	5,000	未取付小切手	40,000
売掛金誤記入	1,800		
調整後残高	942,000		942,000

会計上は、夜間金庫に預けたら、預金増だし、小切手を渡したら、預金減だよ。



2. 純資産の部

貸借対照表

諸 資 産	諸 負 債		株主からの払込み を源泉とする部分	
	資 本 金			
	資本剰余金	資 本 準 備 金		会社の儲けを 源泉とする部分
		そ の 他 資 本 剰 余 金		
	利益剰余金	利 益 準 備 金		
	その他	任 意 積 立 金		
利益剰余金	繰 越 利 益 剰 余 金			

日商2級の範囲で「純資産の部」が関係する取引は限定的です。本章で紹介する取引の仕訳を頭に入れておけば、十分です。

2-1 設立又は新株の発行に際して、「資本金」に計上すべき金額

原則 資本金 = 株主が払込又は給付をした財産の額

容認 払込金額のうち、2分の1を超えない金額は資本金に計上しないことができる。

- 会社法に規定する資本金の「最低限度額」が払込金額の2分の1
- 資本金とされなかった金額は、「資本準備金」として計上する。

設例2 設立・新株発行

F I N株式会社は、会社設立に際し、@50,000円の株式を60株発行し、全額の払込みを受け、当座預金とした。その際に行うべき仕訳を次の各場合について答えなさい。

(ケース1) 資本金を株主が払い込んだ金額と同額とする場合

(ケース2) 資本金を会社法が規定する最低限度額とする場合

(ケース1)	(借) 当座預金	3,000,000	(貸) 資本金	3,000,000
--------	----------	-----------	---------	-----------

(ケース2)	(借) 当座預金	3,000,000	(貸)	
--------	----------	-----------	-----	--

※ 設立後に、@50,000円の株式を60株発行する場合も上記と同じ仕訳になります。ただし、以下のように、新株発行のプロセスが仕訳問題とされる場合もあります。

(1) 取締役会決議により@5万円の株式を60株募集し、65株分の申込みを受け、全額別段預金とした。

(申込日)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(2) 割当日に5株分の申込金を返還した。

(割当日)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(3) 払込日が到来し、払込金の全額を資本金に組み入れた。

(払込日)

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

2-2 剰余金の配当

株式会社は、株主総会決議によって、いつでも株主へ「剰余金の配当」を行うことができます。この剰余金の配当は、「その他資本剰余金」か「繰越利益剰余金」を財源にして行われますが、2級では「繰越利益剰余金」を財源とする剰余金の配当について学習します。

(1) 繰越利益剰余金

3級では、個人商店を前提に、損益勘定の貸借差額を「資本金」勘定に振り替えました。株式会社では、損益勘定の貸借差額を「繰越利益剰余金」勘定に振り替えます。

(個人商店)



(株式会社)



(2) 繰越利益剰余金の処理

貸方項目である繰越利益剰余金を財源として、剰余金の配当や任意積立金の積立てを行った場合には、たとえば、次のような仕訳を行います。

(借) 繰越利益剰余金	xxx	(貸) 未払配当金	xxx
		利益準備金	xxx
		配当平均積立金	xxx
		別途積立金	xxx

(注1) 2級では、利益剰余金を源泉とする配当について学習します。この場合、財産的基盤を強化するために、配当により減少する剰余金の10分の1を「利益準備金」として積立てなければなりません。

(注2) 利益準備金の積立は、準備金の金額が資本金の4分の1に達するまででよい。

(注3) 配当平均積立金は、每期一定の配当水準を維持するために積み立てた任意積立金をいう。

(注4) 別途積立金は、特定の目的を持たない任意積立金をいう。

設例3 繰越利益剰余金の処理

次の取引の仕訳を行いなさい。(当期末：×7年3月31日)

- ×6年度の当期純利益は、800,000円であり、これを繰越利益剰余金へ振替えた。
- ×7年5月22日の株主総会で、繰越利益剰余金を財源とする配当等が次のように決定された。なお、株主総会直前の資本金は3,000,000円、資本準備金は400,000円、利益準備金は300,000円であった。
 配当金： 600,000円 利益準備金： 会社法が規定する積立額
 別途積立金： 40,000円
- 株主に対し、×7年6月1日に配当を当座預金口座から支払った。

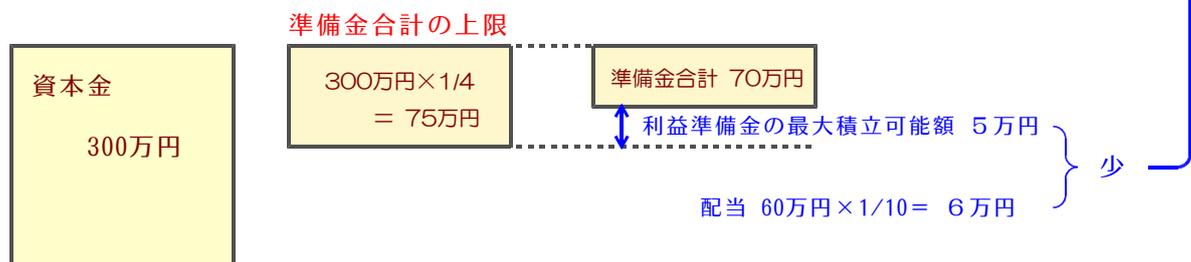
1. ×7年3月31日

(借)	(貸)
-----	-----

2. ×7年5月22日

(借)	(貸)

配当金額 600,000円の1/10である 60,000円を利益準備金として積立てる必要がある。ただし、準備金合計の積立上限は、資本金 3,000,000円×1/4 = 750,000円までなので、60,000円積立ると、準備金合計が 700,000円+60,000円 = 760,000円となり、10,000円オーバーしてしまう。そこで、今回の利益準備金の積立額は 50,000円と計算される。



3. ×7年6月1日

(借)	(貸)
-----	-----

設例4 繰越利益剰余金の処理

次の取引の仕訳を行いなさい。(当期末：×7年3月31日)

- ×6年度の当期純損失は、800,000円であり、これを繰越利益剰余金へ振替えた。
- ×7年5月22日の株主総会で、新築積立金 40,000円と別途積立金 160,000円を取崩して、繰越利益剰余金へ振替えることが決定した。

1. ×7年3月31日

(借) 繰越利益剰余金	800,000	(貸) 損益	800,000
-------------	---------	--------	---------

2. ×7年5月22日

(借) 新築積立金	40,000	(貸) 繰越利益剰余金	200,000
別途積立金	160,000		

3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書とは、純資産の各項目の残高とその変動について記載した財務諸表です。

① 剰余金の配当

繰越利益剰余金	990	未払配当金	900
		利益準備金	90

2級では、左の仕訳を株主資本変動計算書に記載できるようにしておけば良いでしょう。

② 新株発行による増資

当座預金	500	資本金	250
		資本準備金	250

③ 圧縮積立金の積立

繰越利益剰余金	500	圧縮積立金	500
---------	-----	-------	-----

④ 吸収合併

諸資産	5,400	諸負債	5,000
のれん	200	資本金	400
		資本準備金	200

⑤ その他有価証券の期末評価（全部純資産直入法）

その他の有価証券評価差額金	230	その他有価証券	230
---------------	-----	---------	-----

⑥ 当期純利益の計上

損益	2,270	繰越利益剰余金	2,270
----	-------	---------	-------

株主資本等変動計算書

×6年4月1日～×7年3月31日

	株 主 資 本								評価換算差額	純資産合計		
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計			その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
						圧縮積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	4,000	500	200	700	400		1,600	2,000	6,700	6,700		
当期変動額												
新株の発行												
剰余金配当												
圧縮積立金積立												
吸収合併												
当期純利益												
株主資本以外の当期変動額												
当期変動額合計	650	450		450	90	500	780	1,370	2,470	△230		
当期末残高	4,650	950	200	1,150	490	500	2,380	3,370	9,170	△230		

B/S（期首）

資本金	4,000
資本準備金	500
その他資本剰余金	200
利益準備金	400
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	1,600
その他有価証券評価差額金	0

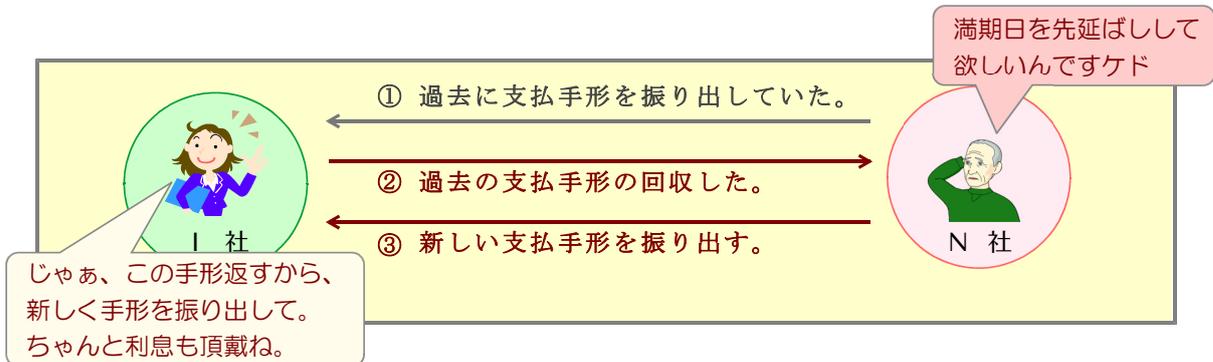
B/S（期末）

資本金	4,650
資本準備金	950
その他資本剰余金	200
利益準備金	490
圧縮積立金	500
繰越利益剰余金	2,380
その他有価証券評価差額金	△230

4. 債権・債務

4-1 手形の更改

手形の更改とは、手形代金の支払期日を延長する目的で、先に振り出した手形を回収し、新たに手形を振り出すことをいいます。延長期間分の利息が発生しますが、これを手形金額とは別に支払う場合と、新たに振り出す手形金額に含める場合があります。



(1) 期日延長に伴う利息を手形金額に含めない場合

資金難のN社は、I社に振り出した約束手形 80,000円を更改させてもらうことにした。その際、期日延長に伴う利息 2,000円を現金で支払った。

(N社)

(借) 支払手形	80,000	(貸) 支払手形	80,000
支払利息	2,000	現金	2,000

(I社)

(借) 受取手形	80,000	(貸) 受取手形	80,000
現金	2,000	受取利息	2,000

(2) 期日延長に伴う利息を手形金額に含める場合

資金難のN社は、I社に振り出した約束手形 80,000円を更改させてもらうことにした。その際、期日延長に伴う利息 2,000円は、新たに振り出す手形の額面金額に含めた。

(N社)

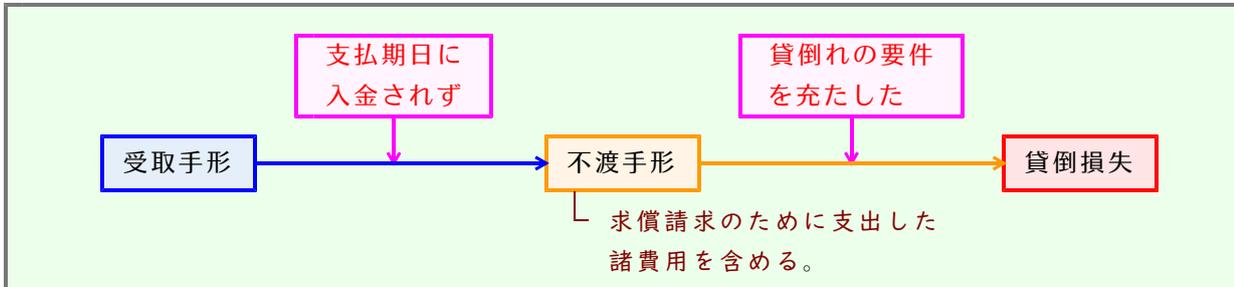
(借) 支払手形	80,000	(貸) 支払手形	82,000
支払利息	2,000		

(I社)

(借) 受取手形	82,000	(貸) 受取手形	80,000
		受取利息	2,000

4-2 手形の不渡り

手形に記載された期日にお金が支払われなかったことを「不渡り」といいます。6ヶ月間に2度の「不渡り」を起こした会社は、金融機関との当座取引及び貸出取引が2年間禁止され、事実上の倒産に追い込まれることになります。本章では、不渡りを起こした会社の処理ではなく、自己が所持する手形が不渡りとなった場合の会計処理を学習します。



(1) I社は、C商事から受け取ったC商事振り出しの約束手形 800,000円の満期日に手形代金が引き落とされず、不渡りとなった旨の通知を取引銀行から受けた。

不渡りの通知を受けた場合の仕訳

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

不渡りとなった手形を他の手形と区別するために、不渡手形勘定に振り替えます。

(2) C商事に償還請求を行ったが、その際の諸費用 10,000円を現金で支払った。

償還請求にかかる諸経費を支払った場合の仕訳

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

償還請求のための諸費用は、不渡手形勘定に含めます。

(3) 会社更生法による更生計画認可の決定があったため、C商事への債権を貸倒処理した。

手形金額を回収できなかった場合の仕訳

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(参考) 貸倒損失を計上できるケース・・・覚える必要はありません。

区分	原因となる事実	貸倒損失額
法律に基づく決定	① 会社更生法による更生計画認可の決定 ② 民事再生法による再生計画認可の決定 ③ 会社法による特別精算に係る協定の認可の決定	切捨額
債権者集会の決定	④ 債権者集会の協議決定で合理的基準による負債整理	
書面による債務免除	⑤ 債務超過が相当期間継続し、弁済が不能	書面による債務免除額

(4) C商事への償還請求の結果、手形金額 800,000円、償還諸費用 10,000円、及び遅延利息 5,000円を現金で回収することができた。

手形金額等を現金で回収できた場合の仕訳

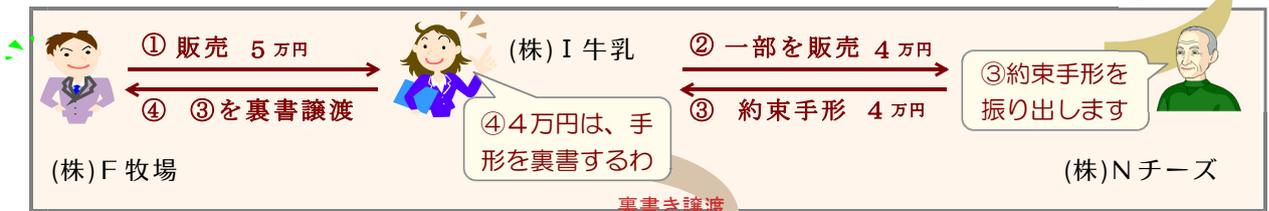
(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

遅延利息は、受取利息勘定で処理します。

4-3 手形の裏書譲渡

手形は、支払期日にお金を受け取る権利を証券化したものです。約束手形の所持人は、支払期日までであれば、その権利を他人に譲渡することができます。これにより、手持ちの受取手形を支払手段として利用することができるようになります。手形を譲渡する際に、手形の裏に、自分の住所と署名押印をしてから譲渡するため、「裏書譲渡」と呼ばれています。

受取人 (株) I 牛乳 <hr/> 金額 ¥ 40,000 <hr/> 支払期日 X6年8月15日 支払地 東京都杉並区 支払場所 株式会社 流星銀行 本店 <hr/> 振出日 X6年6月16日 備考 仕入代金の支払い	NO. 123 約 束 手 形 A B 12345 <hr/> 収入 株式会社 I 牛乳 殿 金額 ¥ 40,000 ※ 上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします X6年6月16日 振出地 住 所 東京都杉並区陽光3-3 振出人 株式会社 N チーズ 代表取締役 チーズ トム (印)	支払期日 X6年8月15日 支払地 東京都杉並区 支払場所 株式会社 流星銀行 本店
--	--	--



表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 年月日 拒絶証書不要	住所 東京都世田谷区月光1-2-3 株式会社 I 牛乳 代表取締役 牛乳 花子 (印)
(目的)	被裏書人 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 年月日 拒絶証書不要	住所
(目的)	被裏書人 殿
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 年月日 拒絶証書不要	住所
(目的)	被裏書人 殿
表記金額を受け取りました 年月日 拒絶証書不要	住所

④ I 牛乳の仕訳

I 牛乳は F 牧場に対する買掛金 5 万円を決済するために、4 万円の約束手形を裏書譲渡し、残額を現金で支払った。

(借) 買掛金 50,000	(貸) 受取手形 40,000
	現金 10,000

④ F 牧場の仕訳

F 牧場は I 牛乳に対する売掛金 5 万円について N チーズ振出の約束手形 4 万円を裏書譲渡され、残額を現金で受け取った。

(借) 受取手形 40,000	(貸) 売掛金 50,000
現金 10,000	

F 牧場は、N チーズから 40,000 円を回収できなかった場合、I 牛乳に請求できる。

そのためには、N チーズから回収できなかったことを示す公正証書が必要。

実務上この手続きが煩雑なため、これを不要としている。

4-5 電子記録債権の譲渡と割引

3級で学習した電子記録債権も、手形とおなじように、支払手段として他人に譲渡したり、資金化するために金融機関で割引くことができます。仕訳は、手形の裏書や割引と同様です。

(1) 電子記録債権の譲渡

① A商店に対する売掛金 10,000円につき、電子債権記録機関に電子債権の記録を行った。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

② ①の電子記録債権のうち 6,000円の譲渡記録を行い、買掛金の支払いに充てた。

(借)		(貸)	
-----	--	-----	--

(2) 電子記録債権の割引

③ ①の電子記録債権の残額の譲渡記録を行い、割引業者で割引いて、3,800円が普通預金口座に入金された。

(借)		(貸)	

5. 企業結合

企業結合とは、別々の企業が1つの会計単位に統合することをいいます。2級では、他の企業と統合する際に、その企業の株主からお金で買い取るケース（事業譲受）と自社の株式を交付するケース（吸収合併）を学習します。

5-1 事業譲受

事業譲受の仕訳・・・実質的な時価 800万円の企業を 900万円で買収した場合

(借) 諸資産	880万円	(貸) 諸負債	80万円
のれん	100万円	当座預金	900万円

事業譲受では、企業の所有者（株主）から企業をお金で買い取ります。実質的な時価である800万円よりも100万円も高い金額で買収したのは、「この被買収企業の価値は、時価を100万円超えている。」と判断されたためです。被買収企業には、資産の処分時価では測ることのできないブランド力、優良顧客、あるいは質の高い従業員といったものがあり、これらに資産価値を認めたため、100万円も余分に支払ったわけです。これは、被買収企業には、実体のある資産の他にも「超過収益力」という資産があり、この「超過収益力」の取得原価が100万円だったことを意味します。会計では、この100万円を「のれん」という勘定科目で資産計上します。

(注1) のれんは、20年以内に定期的に償却（直接法）します。

(注2) のれんは借方に資産計上される場合がほとんどですが、貸方に計上される場合は、「負ののれん発生益」として特別利益に計上します。

設例5 事業譲受

次の資料に基づいて、企業買収に関する仕訳を行いなさい。

1. 当期首において、次のような財政状態にあるC社を現金 10,000,000円で購入した。

貸借対照表

商 品	2,000,000	買掛金	800,000
土 地	7,500,000	資本金	5,000,000
		繰越利益	3,700,000
	<u>9,500,000</u>		<u>9,500,000</u>

2. 商品、土地、買掛金の時価はそれぞれ 900,000円、9,500,000円、800,000円であった。
3. のれんは、計上事業年度の翌年から5年で均等償却する。

事業譲受の仕訳の最大のポイントは、諸資産及び諸負債について「時価」を利用して評価することです。従って、与えられる簿価ベースの資料は利用しません。また、のれんは「計上事業年度の翌年から・・・」とありますので、当期に償却する必要はありません。のれんを償却させる問題では、必ず指示が与えられるので、それに従うようにして下さい。

事業譲受の仕訳・・・実質的な時価 960万円の企業を 1,000万円で買収した場合

(借)		(貸)	

本問では、合併資産の時価は純額で 960万円（＝商品90万円＋土地950万円－買掛金80万円）です。これを 1,000万円で買収しました。つまり、時価よりも 40万円高い値段で購入したことになり、この部分が「のれん」になります。

5-2 吸収合併

先程学習した事業譲受では、他の企業の株主から企業をお金で買い取りました。これに対し、お金ではなく、被買収企業の株主に株式を発行するのが「吸収合併」です。事業譲受との相違は、お金ではなく、株式を発行するという点だけです。

設例6 吸収合併 ①

次の資料に基づいて、吸収合併に関する仕訳を行いなさい。

1. 当期首において、次のような財政状態にあるC社を吸収合併し、1株あたり50,000円の株式200株を交付した。なお、1株につき30,000円を資本金とし、残額は資本準備金とする。

貸借対照表

商 品	2,000,000	買掛金	800,000
土 地	7,500,000	資本金	5,000,000
		繰越利益	3,700,000
	<u>9,500,000</u>		<u>9,500,000</u>

2. 商品、土地、買掛金の時価はそれぞれ 900,000円、9,500,000円、800,000円であった。

吸収合併の仕訳・・・実質的な時価 960万円の企業を 1,000万円で吸収合併した場合

(借) 仕 入	900,000	(貸) 買掛金	800,000
土 地	9,500,000	資本金	6,000,000
のれん	400,000	資本金準備金	4,000,000

設例7 吸収合併 ②

次の資料に基づいて、当期の費用計上額を計算しなさい。

1. 前期末において、次のような財政状態にあるC社を吸収合併し、1株あたり50,000円の株式200株を交付した。なお、1株につき30,000円を資本金とし、残額は資本準備金とする。

貸借対照表 (単位：千円)

商 品	2,000	買掛金	800
建 物	9,500	資本金	5,000
△ 2,000	7,500	繰越利益	3,700
	<u>9,500</u>		<u>9,500</u>

2. 商品、建物、買掛金の時価はそれぞれ 900,000円、9,500,000円、800,000円であった。
3. 建物については、合併前と同様に耐用年数10年、残存価額ゼロ、定額法で減価償却する。
4. のれんは、計上事業年度の翌年から5年で均等償却する。

「のれん」は、設例6と同じく 400,000円です。

$$\begin{aligned} \therefore \text{当期の費用} &= \text{のれん償却額 } 400,000\text{円} \div 5\text{年} + \text{減価償却費 } 9,500,000\text{円} \div 10\text{年} \\ &= 1,030,000\text{円} \end{aligned}$$

6. 無形固定資産

無形固定資産とは、長期にわたり企業の収益獲得に貢献する資産のうち、具体的な物財としての実体をもたない資産をいいます。

無形固定資産には、次のようなものがあります。

項目	意義・具体例	償却期間
特許権	新規、あるいは進歩性のある発明を独占的に実施できる権利	8年
実用新案権	物品の形状、構造、組み合わせに係る考案を独占的に使用する権利	5年
商標権	商標（ex. レクサスの文字）を独占的に使用する権利	10年
借地権	建物の所有を目的とする地上権又は土地賃借権	償却しない
のれん	企業の持っている超過収益力に対して支出した額	20年以内
ソフトウェア	コンピュータを使って、一定の仕事をするプログラム	3 or 5年

※ 償却期間を暗記する必要はありません。

6-1 無形固定資産の会計処理

無形固定資産には、借地権のように償却しないものもありますが、その多くは、残存価額をゼロとした定額法により償却計算を行います。期中取得分の償却費についても、有形固定資産の償却費と同様に、月数按分を行います。

設例8 無形固定資産～商標権

次の資料に基づいて、商標権の取得時、及び償却時の仕訳を示しなさい。

- FIN株式会社は、自社のロゴの作成・商標登録に関する一切の業務をC社に依頼した。C社より商標の登録が完了したとの連絡を受け、C社からの請求額 600,000円について小切手を振出して支払った。
- 決算整理において、商標権を10年で償却（定額法）することにした。商標権の取得日は×3年4月1日、決算日は×3年12月31日である。

商標権取得時

1.	(借)		(貸)	
----	-----	--	-----	--

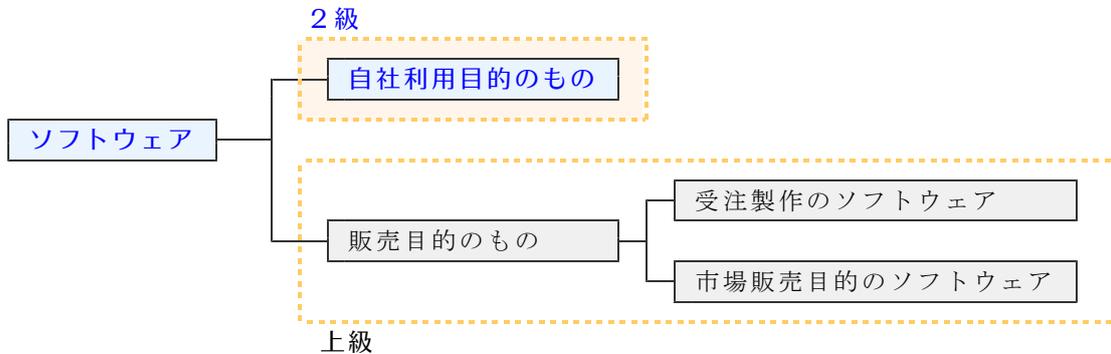
商標権償却時

2.	(借)		(貸)	
----	-----	--	-----	--

$$\text{取得原価 } 600,000 \text{円} \times \frac{9 \text{ヶ月}}{12 \text{ヶ月} \times 10 \text{年}} = 45,000 \text{円}$$

6-2 自社利用目的のソフトウェア

ソフトウェアも無形固定資産の一種ですが、会計処理が複雑なため、他の無形固定資産と区別して解説します。ソフトウェアは、自社利用目的のものと販売目的のものに分類されますが、2級の出題範囲とされているものは、自社利用目的のものだけです。



(1) 資産計上額

そもそも無形固定資産を資産計上するのは、それが長期にわたり経営活動に利用されるのであれば、即時費用化するよりも将来の収益に対応させる方が合理的だからです。従って、自社利用目的のソフトウェアに対する支出であっても、将来の収益獲得や費用削減への効果が不確実なものや不明なものは、無形固定資産として資産計上するのではなく、「研究開発費」として、支出した期の費用とします。

自社利用目的のソフトウェアは、購入する場合と自社製作する場合があります。自社製作する場合には、製作費用を「ソフトウェア仮勘定」に集計し、完成した時点で「ソフトウェア」勘定に振替えます。



将来の収益獲得や費用削減への効果が不確実なものや不明なものを除く。

今月のソフトウェア自社製作原価を集計したところ、買入部品 100,000円、人件費 200,000円であった。

(借)		(貸)	

(2) 償却費の計算

ソフトウェアが事業供用されると、償却計算を開始します。自社利用目的のソフトウェアは、5年で償却することが多いですが、償却期間を暗記しておく必要はありません。

ソフトウェアが完成し、ソフトウェア仮勘定に集計された750,000円をソフトウェア勘定に振り替えた。

(借)		(貸)	

3月決算を迎え、6月10日に事業供用したソフトウェア（償却期間5年）の償却費を計上した。

(借)		(貸)	

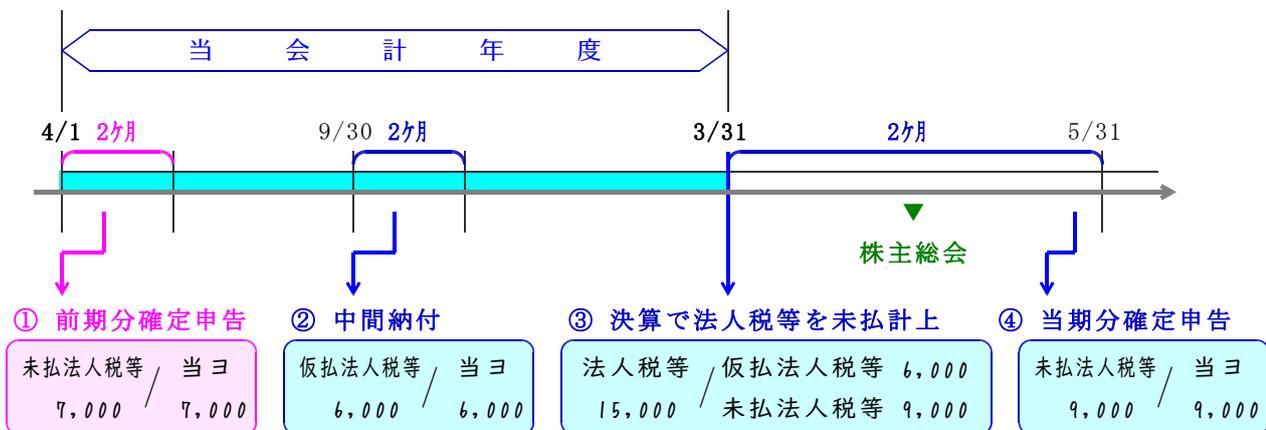
$$750,000 \div 5年 \times 10/12 = 125,000$$

7. 税金

株式会社が納付する主な税金は、法人税、住民税、事業税、及び消費税です。このうち、法人税、住民税、及び事業税は、まとめて「法人税等」とします。いずれの税金も税額の計算を要求されることはなく、税額は資料に与えられるので、どのようなタイミングで、どのような内容の仕訳を行うのかを学習していきます。

7-1 法人税等

法人税、住民税、及び事業税（以下、法人税等）は、会社の所得（≒利益）に課せられる税金です。当期の所得に課せられる法人税等について、時系列に従って仕訳の内容を学習します。



① 前期分の確定申告を行い、未払法人税等 7,000円を小切手を振り出して支払った。

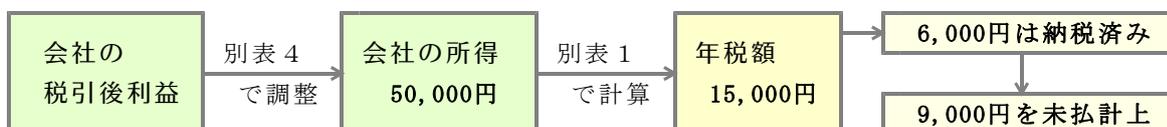
前期末の貸借対照表の負債の部に未払法人税等が 7,000円計上されている場合に、これを当期の 5/31までに納付することになります。

② 当期の中間申告を行い、法人税等 6,000円を小切手を振り出して支払った。

法人税等は 2回に分けて納税することになっています。当期の所得がまだ確定していませんので、この段階では仮払処理しておきます。いくら納税するかというと、たとえば、前期の年税額が 12,000円であったとすると、その半分の 6,000円を仮払いしておくことになります。

③ 決算において法人税等 15,000円が確定した。

法人税との計算は、株主総会で「確定した決算」に基づいて行われます。たとえば、株主総会で確定した決算から当期の所得が 50,000円と計算されたとします。税率が 30%だとすると、法人税等の年税額は、 $50,000円 \times 30\% = 15,000円$ になります。このうち、6,000円は中間納付してありますから、当年度末に未納付額として未払計上すべき金額は、9,000円と計算されます。



④ 法人税等の確定申告を行い、未払分 9,000円を小切手を振り出して支払った。

法人税等は、決算日より 2ヶ月以内に確定申告し、納税することになっています。

7-2 消費税

消費税は、最終消費者が全額を負担し、事業者が納税するという仕組みを取っています。消費税も法人税と同様に、納税者が自ら申告して納税する、申告納税方式をとっていて、中間納付の制度もありますが、2級では消費税の中間納付は問われないようです。

消費税の仕組み（消費税率10%の場合）

原始産業A社が敷地内に自生している薬草を製薬会社B社に110円で販売した場合、A社は10円の消費税を預ってこれを納付します。B社は薬草を原料として薬を生産し、これを小売業C社に880円で販売しています。この場合、B社は「預かった消費税80円」から「支払った消費税10円」を控除した70円を納付します。次に、C社は880円で仕入れた薬を最終消費者に1,100円で販売し、最終消費者から100円の消費税を預かります。そして、C社は「預かった消費税100円」から「支払った消費税80円」を控除した20円を納付します。

預かった消費税	10	円	80	円	100	円	0	円
支払った消費税	0	円	10	円	80	円	100	円
納付する消費税	10	円	70	円	20	円	0	円
負担した消費税	0	円	0	円	0	円	100	円

A社、B社、C社はそれぞれ「預かった消費税」を源泉として消費税を納付しているため、懐は痛みません。結局、各事業者が納付した10円+70円+20円=100円の消費税は、その全額を最終消費者が負担したことになります。

製薬会社B社の消費税に関する仕訳は以下の様になります。

	税 込 経 理	税 抜 経 理
① 原料の仕入		仕 入 100 / 買掛金 110 仮払消費税 10 /
② 製品の販売		売掛金 880 / 売 上 800 / 仮受消費税 80
③ 決 算 時		仮受消費税 80 / 仮払消費税 10 / 未払消費税 70
④ 納 付 時		未払消費税 70 / 現 金 70

※ この場合、どちらの経理方式でも、会社の損益や納税額は同じになります。

